

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年7月6日

【会社名】 株式会社キムラタン

【英訳名】 KIMURATAN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 浅川 岳彦

【本店の所在の場所】 神戸市中央区加納町二丁目4番10号  
水木ビルディング

【電話番号】 078-806-8234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕輔

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区加納町二丁目4番10号  
水木ビルディング

【電話番号】 078-806-8234(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 木村 裕輔

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	485,100,000円
第11回新株予約権証券	7,869,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	201,369,000円
第12回新株予約権証券	1,260,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	196,260,000円
第13回新株予約権証券	140,000円
発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払込むべき金額の合計額を合算した金額	180,140,000円

(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社  
が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の  
行使に際して払込むべき金額の合計額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	14,700,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成30年7月6日開催の当社取締役会決議によります。  
2 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	14,700,000	485,100,000	242,550,000
一般募集			
計(総発行株式)	14,700,000	485,100,000	242,550,000

- (注) 1 第三者割当の方法によります。  
2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、242,550,000円であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
33	16.5	100株	平成30年7月23日		平成30年7月23日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。  
2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。  
3 申込み及び払込みの方法は、申込期日に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、  
4 申込期日までに、本第三者割当の割当予定先から申込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われなことになることとなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社キムラタン 管理本部	神戸市中央区加納町二丁目4番10号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社山陰合同銀行 神戸支店	神戸市中央区京町70番

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	43,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金7,869,000円
発行価格	第11回新株予約権1個当たり183円(第11回新株予約権の目的である株式1株当たり1.83円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月23日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社キムラタン 神戸市中央区加納町二丁目4番10号 水木ビルディング
払込期日	平成30年7月23日(月)
割当日	平成30年7月23日(月)
払込取扱場所	株式会社山陰合同銀行 神戸支店

- (注) 1 株式会社キムラタン第11回新株予約権(以下「第11回新株予約権」といい、株式会社キムラタン第12回新株予約権(以下「第12回新株予約権」といいます。)及び株式会社キムラタン第13回新株予約権(以下「第13回新株予約権」といいます。)とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。)については、平成30年7月6日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第11回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第11回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第11回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,300,000株とする(第11回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第11回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第11回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第11回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、45円とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第11回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

## (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第11回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

## (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第11回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第11回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金201,369,000円 第11回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第11回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第11回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第11回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第11回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年(2018年)7月24日から2023年7月23日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</li> <li>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</li> <li>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社山陰合同銀行 神戸支店</li> <li>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第11回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第11回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</li> <li>(2) 第11回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</li> <li>(3) 第11回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</li> </ol> </li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 第11回新株予約権は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して第11回新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に残存する第11回新株予約権の全部を行使する義務を負う。</li> <li>2 第11回新株予約権の一部行使はできない。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、第11回新株予約権の取得が必要であるとして、平成31年1月24日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第11回新株予約権1個当たり183円の価額で、第11回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第11回新株予約権の全部を取得することができる。</li> <li>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第11回新株予約権1個当たり183円の価額で、第11回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第11回新株予約権の全部を取得する。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1 資金調達概要及び選択理由

本新株式発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、当社と割当予定先との間で協議のうえ決定したのですが、既存株主の利益に配慮しながら、当面の必要資金を確実に調達し、目下の経営再建を確かなものとするとともに、中長期的な成長に向けてM&Aに必要な資金を充足し企業価値の向上を目指していくという点で現時点における最適な選択であると判断いたしました。

## (本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせとした理由)

本新株式発行により当面の必要資金を確実に調達するとともに、本新株予約権の発行により当社の中長期的な成長に向けた資金調達が可能とすることができるものと考えております。

本新株式の発行価額は発行決議日の前取引日の終値を基準に10%ディスカウントした額(小数点以下切り上げ)であり、当面の必要資金を確実に調達することを企図したものです。

他方、本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日の終値を上回る額であり、第11回新株予約権の行使価額は25.00%、第12回新株予約権の行使価額は80.56%、第13回新株予約権は150.00%上回る額としています。

当社は、本新株予約権により調達する資金によって、割当予定先がこれまでに培ったノウハウを共有し、より効果的で優位性の高い多角化とグループ企業運営を実現することで当社の企業価値を高めていくことを目指しておりますが、M&Aは、各新株予約権の行使により調達した資金に応じて段階的に行うことを想定しております。効果的で優位性の高いM&Aにより企業価値の向上を図り、それに伴う株価上昇時においてさらに行使が促進され、調達した資金により一層の企業価値向上を目指していくことを想定しています。株価上昇時において行使がなされる設定であるため、希薄化や株価への影響が抑制されており、既存株主の利益に配慮した設計であると考えております。

もっとも、最近数ヶ月間は、当社株価は下落基調にあり、株式の流動性も著しく低下している状況にあります。かかる状況が継続する場合、本新株予約権の行使は進行しない可能性があります。しかしながら、当社は、本新株発行により当面の必要資金を調達し、割当予定先の支援により経営再建、企業価値の回復を果たすことが、当該状況の早期の解消につながっていくものと考えております。そのうえで、本新株予約権の行使が進行し、調達した資金により成長と企業価値の向上を実現していくことで、当該状況のさらなる改善につなげていきたいと考えております。

以上のとおり、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

#### (本新株予約権の特徴)

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は9,300,000株(第11回新株予約権につき4,300,000株、第12回新株予約権につき3,000,000株、第13回新株予約権につき2,000,000株)です。

本新株予約権の行使価額は固定されており(第11回新株予約権:45円、第12回新株予約権:65円、第13回新株予約権:90円)、将来の株価変動によって行使価額が変動することはありません。

割当予定先は、本新株予約権の行使期間内にいつでも自らの判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、次の条件に該当する場合は、定められた期間内に行使を行うことを約しています。

- ・本新株予約権の割当日の翌取引日から2023年6月23日までの期間において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して各新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に残存する当該新株予約権の全部を行使する義務を負います。但し、上記期日までに本新株予約権の満了日が到来する場合は、満了日までに行使をするものとします。

本新株予約権の行使期間は、割当日の翌日以降5年間であります。

#### (本新株予約権のメリット)

過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的となる株式の総数は9,300,000株(第11回新株予約権につき4,300,000株、第12回新株予約権につき3,000,000株、第13回新株予約権につき2,000,000株)と固定されており、最大交付株式数が限定されております。

株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は現状の株価より高い価額で固定されており、また、3段階の価額に設定されています(第11回新株予約権は1株当たり45円、第12回新株予約権は1株当たり65円、第13回新株予約権は1株当たり90円)。これにより段階的に分散して行使がなされることが想定されるため、株価への影響の軽減が図られると考えております。

行使の促進を図っていること

東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して各本新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に残存する当該新株予約権の全部を行使する義務を負います。これにより、株価上昇局面においては、行使が促進されることが期待されます。

資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を平成31年1月24日以降いつでも取得することができる旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。



## (本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権の行使価額は、発行決議日前取引日終値よりも高い価額に固定されていることから、株価が行使価額を上回らない場合、資金調達ができない可能性があります。

当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

## (他の資金調達方法との比較)

## 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れによる資金調達については、当社の現在の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

## 公募増資

公募増資は有力な資金調達手段ではありますが、現在の当社の財務状況を鑑みると現実的ではないと判断し、資金調達の候補からは除外いたしました。

## 転換社債型新株予約権付社債

金融機関からの借入れと同様に当社の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が当初負債に計上されるため、転換行使が進まない場合には継続的な財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

## 第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当により本新株式発行及び本新株予約権の全株式を発行する場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

- 2 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

- 3 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

- 4 その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、第11回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第11回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

- 5 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。また、当社は、行使請求により発行する株式に株券を発行しないものとします。

- 6 第11回新株予約権行使の効力発生時期等

第11回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

- 7 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第11回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行新株予約権証券(第12回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	30,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価額の総額	金1,260,000円
発行価格	第12回新株予約権 1 個当たり42円(第12回新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.42円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成30年 7 月23日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社キムラタン 神戸市中央区加納町二丁目 4 番10号 水木ビルディング
払込期日	平成30年 7 月23日(月)
割当日	平成30年 7 月23日(月)
払込取扱場所	株式会社山陰合同銀行 神戸支店

- (注) 1 第12回新株予約権については、平成30年 7 月 6 日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第12回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 第12回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第12回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,000,000株とする(第12回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第12回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第12回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第12回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各第12回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第12回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、65円とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第12回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

## (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第12回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

## (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第12回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第12回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金196,260,000円 第12回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第12回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第12回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第12回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第12回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年(2018年)7月24日から2023年7月23日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社山陰合同銀行 神戸支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 第12回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第12回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 第12回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 第12回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 第12回新株予約権は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して第12回新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に残存する第12回新株予約権の全部を行使する義務を負う。</p> <p>2 第12回新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、第12回新株予約権の取得が必要であるとして、平成31年1月24日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第12回新株予約権1個当たり42円の価額で、第12回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第12回新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第12回新株予約権1個当たり42円の価額で、第12回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第12回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1 資金調達の概要及び選択理由

前記「4 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等 (注)1 資金調達の概要及び選択理由)に記載のとおりです。

- 2 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 3 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
割当予定先は、第12回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第12回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
- 5 本新株予約権証券の発行及び株券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。また、当社は、行使請求により発行する株式に株券を発行しないものとします。

## 6 第12回新株予約権行使の効力発生時期等

第12回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

## 7 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第12回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 6 【新規発行新株予約権証券(第13回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	20,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金140,000円
発行価格	第13回新株予約権1個当たり7円(第13回新株予約権の目的である株式1株当たり0.07円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年7月23日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社キムラタン 神戸市中央区加納町二丁目4番10号 水木ビルディング
払込期日	平成30年7月23日(月)
割当日	平成30年7月23日(月)
払込取扱場所	株式会社山陰合同銀行 神戸支店

- (注) 1 第13回新株予約権については、平成30年7月6日(金)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに第13回新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 3 第13回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。



## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式</p> <p>当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式</p> <p>単元株式数100株</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 第13回新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式2,000,000株とする(第13回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第13回新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、第13回新株予約権に係る新株予約権者(以下「第13回新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>各第13回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 第13回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、90円とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が第13回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

## (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。))以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。))の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第13回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

## (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第13回新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第13回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>金180,140,000円 第13回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第13回新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 第13回新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る第13回新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 第13回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成30年(2018年)7月24日から2023年7月23日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部</p> <p>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社山陰合同銀行 神戸支店</p> <p>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 第13回新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の第13回新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 第13回新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 第13回新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 第13回新株予約権は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5取引日連続して第13回新株予約権の行使価額の120%を上回った場合は、割当予定先は、当該条件が成就した日の翌取引日から40取引日以内に残存する第13回新株予約権の全部を行使する義務を負う。</p> <p>2 第13回新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、第13回新株予約権の取得が必要であるとして、平成31年1月24日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第13回新株予約権1個当たり7円の価額で、第13回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第13回新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第13回新株予約権1個当たり7円の価額で、第13回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第13回新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1 資金調達の概要及び選択理由

前記「4 新規発行新株予約権証券(第11回新株予約権証券 (2)新株予約権の内容等 (注)1 資金調達の概要及び選択理由)に記載のとおりです。

- 2 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 3 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
- 4 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
割当予定先は、第13回新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとします。但し、割当予定先が、第13回新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。
- 5 本新株予約権証券の発行及び株券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。また、当社は、行使請求により発行する株式に株券を発行しないものとします。

## 6 第13回新株予約権行使の効力発生時期等

第13回新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

## 7 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、第13回新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 7 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,062,869,000	12,300,000	1,050,569,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。
- 2 行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用、変更登記費用、有価証券届出書作成費用及び株式事務手数料の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、平成29年10月6日開催の取締役会において、当社の企業価値及び魅力を向上させるために、本業に関連しかつ相乗効果が期待できる新規事業による業容の拡大や、新たな収益機会の獲得、本業の回復・成長に伴い必要となる運転資金を確保することを目的とし、第8回～第10回新株予約権(以下、「現新株予約権」といいます。))の発行による資金調達を決定いたしました。

当初の差引手取概算額14億69百万円については、物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資として2億円、企業主導型保育園への事業進出資金として2億円、本業の仕入資金として3億円、本業関連分野でのM&A資金として7億69百万円を支出することを予定しておりました。

これまでに、第8回新株予約権は発行総数60,000個の全部、第9回新株予約権は発行総数100,000個のうち13,000個の行使がなされ、総額で3億82百万円(発行諸費用差引手取額)を調達し、企業主導型保育事業の設備資金等に45百万円、本業の仕入資金として1億円を充当いたしました。

しかしながら、その後、当社株価は下落を続け、足下では現新株予約権の発行決議日の前営業日の終値に対し約40%の下落となっており、また、最近数ヶ月間の当社株式の流動性が著しく低下しており、事実上行使が進行しない状況となっております。このような状況を受けて、当初予定していた資金の必要性から、本新株式の発行及び本新株予約権の発行を決議するとともに、平成30年7月6日開催の取締役会において、残存する現新株予約権の全部を取得し、消却することを決議いたしました。

一方で、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」の前段に記載のとおり、平成30年3月期の当社業績は、現新株予約権の発行時点の予想を大きく下回り、3期連続で損失計上となる厳しい状況に陥っております。その結果、営業活動によるキャッシュ・フローは4億37百万円のマイナスとなり、現新株予約権による調達額から当初目的の使途への充当額を差し引いた2億37百万円について、当初の予定どおり中国物流倉庫建設への出資が困難な状況となりました。

このような状況を受けて、当社は、平成29年12月25日に公表の「黒字化計画2018-2019」及び平成30年5月11日に公表の「2017年度(平成30年3月期)連結決算の概要」に記載のとおり、固定費削減と製造原価率の改善及び在庫正常化とキャッシュ・フロー改善を主軸とする「構造改革」、成長を期すべき業態分野を絞り込む「成長業態の選択」、新たに収益性の高い部門を創出する「新たな利益の付加」の3点を基本方針として、業績の回復に向け鋭意取り組んでいるところであります。

既に「構造改革」のひとつである賃料削減を目的とした本社移転を本年4月に完了し、心機一転、全社一丸となって2019年度の黒字化を実現させる所存であります。

前記の現新株予約権による調達額から当初目的の使途への充当額を差し引いた2億37百万円については、2億円は平成31年3月期末を目途に短期借入金の返済に充当し、現在の当社にとっては少なくない利息負担を将来において軽減する予定です。また、12百万円は、現新株予約権の取得に充当し、残余の25百万円については2018年秋冬物の仕入資金に充当する予定です。

## 〔現新株予約権発行により調達した資金の充当状況〕

具体的な使途	支出(予定)額	支出(予定)時期
a. 企業主導型保育事業の設備資金	45百万円	2018年1月～2018年4月
b. 本業の仕入資金	100百万円	2017年10月～2017年11月
c. 現新株予約権の取得	12百万円	2018年7月
d. 本業の仕入資金	25百万円	2018年8月
e. 短期借入金の返済	200百万円	2019年3月
合計	382百万円	

他方、物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設については、当初、平成29年12月からの支出を予定していましたが、現地での建設計画に遅れが生じ、支出時期も後へずれ込む見通しであったところ、前記のとおり現新株予約権の行使が事実上進行しない状況となり、また、当社の財務状況を踏まえると当初予定通りの出資が困難となることが予想されました。当社と物流パートナーとは、建設計画の見直しについての協議、資金調達方法の再検討を進めてまいりましたが、今般、物流パートナーにおいて金融機関からの借入れによる調達に目途が立ったことから、双方改めて協議のうえ、当社からの出資は取りやめることを決定いたしました。

また、当社は、前掲の「黒字化計画2018-2019」における「新たな利益の付加」として、中堅ショッピングセンターを中心に、新テナントショップの出店を計画しております。本新株発行及び本新株予約権の発行により調達した資金の一部を出店資金として充当する予定であり、これにより新たに利益率の高い部門を創出し全社業績の回復につなげてまいります。

上記、企業主導型保育園事業の必要資金、本業の仕入資金、本業関連分野でのM & A資金については変更ありません。なお、本業の仕入資金については、後記「〔本新株発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途〕 本業の仕入資金について」に記載のとおり、平成30年3月期の赤字幅拡大、営業キャッシュ・フローの大幅なマイナスの状況を受けて、当初支出予定額より増額せざるを得ない状況となっております。

なお、上記c.d.e.及び下記～については実際に支出するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。

## 〔本新株発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途〕

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
企業主導型保育事業の設備資金	140百万円	2019年1月～2021年5月
本業の仕入資金	250百万円	2018年8月～2018年11月
新テナントショップの出店資金	97百万円	2018年7月～2020年5月
合計	487百万円	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

## 企業主導型保育事業の設備資金について

当社は、前記のとおり子育て支援企業として、企業主導型保育事業に進出することを決定し、平成30年3月に神戸市中央区元町通に第1号園を開設いたしました。当初の計画では、2020年9月までの3年で10園の開設を目指しておりましたが、開園時期は4月が望ましいことと、候補先の物件選定や職員募集等の準備期間を踏まえ、支出時期は2021年5月までに変更いたします(後記の本新株予約権の行使により調達する資金の使途も含まれます)。

1 園当たりの開設資金として約20百万円の資金が必要と見込んでおり、これを6年～7年で回収する見込みであります。当該事業をもって、本業のベビー子供服とともに当社の子育て支援企業としての価値・魅力向上につなげてまいります。

本業の仕入資金について

本業アパレル事業においては、春夏物に比べ秋冬物の仕入額が大きく、例年8月から11月にかけて仕入資金の支出が先行することから、資金需要が高まる傾向があります。現新株予約権の発行決議時点での想定では、現新株予約権により調達した資金のうち1億円を平成29年10月から11月にかけて前期秋冬物の仕入資金に充当し、秋冬物販売により回収した資金と合わせて、平成30年8月から11月にかけて2～3億円を当期秋冬物仕入資金に充当する予定でありました。

しかしながら、前掲のとおり平成30年3月期の当社業績は、当初予想を大きく下回り、3期連続の損失計上となる厳しい状況であり、営業活動によるキャッシュ・フローは4億37百万円のマイナスとなっております。その結果、前期の秋冬物販売による回収資金を当期秋冬物仕入資金に充当することが困難な状況に陥ったことから、本新株発行により新たに調達する資金のうち2億50百万円を当秋冬物の仕入資金に充当することといたします。

なお、「黒字化計画2018-2019」に記載のとおり、当社は、持越し在庫の販売強化とともに、主力Baby Plaza業態を中心に2018年度夏物から仕入の抑制を図っております。秋冬物については、Baby Plaza業態の仕入の抑制を図る一方、Bobson・ネット通販の売上拡大及び新テナントショップの出店に伴う仕入の増加を見込んでおり、8月～11月の仕入は概ね前年同期と同等の水準となる見込みであり、現新株予約権により調達した資金と合わせて2億75百万円を当秋冬物の仕入資金に充当する予定です。

前期は、赤字幅が拡大、多額のマイナスキャッシュ・フローの計上となる誠に遺憾な結果でありましたが、2018年度は「黒字化計画2018-2019」の諸策に沿って赤字半減を目指すとともに、在庫の正常化によりキャッシュ・フローの改善に取り組んでまいります。

新テナントショップの出店資金について

「黒字化計画2018-2019」に沿って、出店戦略を転換し、中堅ショッピングセンターへの低コストでのテナント出店を推進してまいります。2018年度に10店舗、2019年度に10店舗の出店を計画しており、店舗設備及び出店保証金として1店舗当たり5百万円を見込んでおります。損益分岐点を低く抑えた収益性の高い業態として新たな利益を創出し、全社業績の回復と将来の成長基盤の構築につなげてまいります。

〔本新株予約権の行使により調達する資金の使途〕

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
企業主導型保育事業の設備資金	40百万円	2021年1月～2021年5月
本業関連分野でのM&A	523百万円	2020年4月～2023年12月
合計	563百万円	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は当社株式の株価動向及び新株予約権者の判断に依存するため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。なお、上記の使途については、の順番で充当することを予定しておりますが、調達額が下回った場合には、の使途で調整することを想定しております。また、本新株予約権の行使が全くなされない場合、については自己資金を充当することを想定しております。



#### 企業主導型保育事業の設備資金について

企業主導型保育事業に係る資金調達の実現性については、〔本新株発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途〕に記載の内容と同様であります。今後の保育園の展開については、2019年4月から2021年4月にかけて開設することを予定しております。開設に必要な資金のうち40百万円については、2021年1月から2021年5月にかけて、本新株予約権の行使によって調達する資金を充当する予定です。

#### 本業関連分野でのM&Aについて

少子化の影響で国内子供服市場は縮小が見込まれる等、当業界は今後も厳しい環境が続くものと予想されますが、そのような環境下で持続的な成長を実現させ、企業価値及び魅力を向上させるためには、本業の建て直しとともに中長期的な事業領域の拡大が必要であると考えており、M&Aによる業容の拡大を図ってまいります。

現時点で具体的な案件が確定しているものではありませんが、M&Aの対象は、既存事業との相互関係により価値を生み出すことを基本とし、アパレル関連又はベビー・子供に関連する分野において対象先を選定してまいります。また、技術力、市場における地位や独自の経営資源等の優位性等を考慮しながら候補先について広く検討してまいりたいと考えております。本新株予約権の行使期間は5年間であり、行使価額は3段階に設定されており、各新株予約権が全部行使された場合の資金調達額は、第11回は1億93百万円、第12回は1億95百万円、第13回は1億80百万円となり、M&Aは各新株予約権の行使により調達した資金に応じて段階的に行うことを想定しております。投資先は各段階において複数件になることも想定しており、投資規模については、現時点で確定できるものではありませんが、最大で数億円規模となることを想定しております。なお、今後案件が確定した場合においては、適時適切に開示を行います。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社レゾンディレクション
	本店所在地	兵庫県尼崎市御園町5番地
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 清川浩志
	資本金	80百万円
	事業の内容	不動産賃貸業
	主たる出資者及びその出資比率	清川浩志 100%
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

### c. 割当予定先の選定理由

当社は、大正14年に西洋文化の玄関口であった神戸に発祥し、欧州のスタイルを取り入れた独自のベビー服は和装が中心であった当時において消費者の支持を集めるところとなり、その後もベビードレスやニット素材の使用など独創性の高い商品開発を行い、企業としての基盤を築いていきました。今日まで「神戸エレガンス」と称される固有の文化に根ざしたものづくりを受け継ぎ、一貫して自社オリジナルの企画・デザインによる価値の高い製品の提供を目指してまいりました。現在は、主に総合スーパーにおけるインショップ業態であるBaby Plaza、BOBSON及び直営店253店舗を全国に展開し（平成30年3月末現在）、またネット通販による消費者への販売、専門店に向けた卸販売及び海外事業を展開しております。

しかしながら、昨今のベビー・子供アパレル業界を取り巻く環境は、少子化による市場規模の縮小、実質賃金の伸び悩みによる個人消費の低迷、消費者の根強い節約志向や価格競争の激化などの影響を受け、厳しい状況が続いております。

平成30年3月期においては、「商品力の向上・価格価値バランスにおける強みの回復」を基軸に、国内全業態の売上拡大と海外事業の確立による収益確保を目指してまいりましたが、売上高は伸長したものの目標値には届かず、売上総利益率の低下、販売費及び一般管理費の増加が加わり、前期に対し赤字幅が拡大、3期連続で損失計上となる状況に陥っております。

一方、このような厳しい環境下、本業の業績回復に全社一丸となって取り組むとともに、さらに当社の企業価値及び魅力を向上させるために、本業に関連し相乗効果が期待できる新規事業や新たな収益機会の獲得により業容の拡大を図ることが必要であると判断し、新規事業への参入やM & A及び本業の回復・成長に伴い必要な運転資金を確保することを目的として、平成29年10月6日に開催の取締役会において、第8回～第10回新株予約権(以下、「現新株予約権」といいます。)の発行を決議いたしました。これらの新株予約権の発行による当初資金調達予定額の総額は1,469,020,000円(差引手取概算額)でありましたが、これまでに、現新株予約権の発行価額15,520,000円、第8回新株予約権の発行総数60,000個の全部の行使により318,600,000円、第9回新株予約権の発行総数100,000個のうち13,000個の行使により62,400,000円、総額382,662,752円(発行諸費用差引手取額)を調達し、新規事業である企業主導型保育園の開設資金として45百万円、本業の仕入資金として1億円を充ちいたしました。しかしながら、その後、当社株価は下落を続け、現新株予約権の下限行使価額32円を上回っているものの、足下では現新株予約権の発行決議日の前営業日の終値に対し約40%の下落となっており、また、最近数ヶ月間は、当社株式の流動性が著しく低下しており、事実上行使が進行しない状況となっております。

このような状況を受けて、当社は、当初予定していた本業の仕入資金や保育園事業の設備資金及び本業関連分野でのM & A資金に加え、新たに打ち出した戦略である新テナントショップの出店資金の調達の必要性から新たな資金調達を検討することいたしました。調達方法は、当社の現況に鑑み資本性の資金調達が妥当であると判断し、当社代表者の知人ルートを中心に新株式の引受け先を模索していたところ、以前より当社代表者の知人であった清川浩志氏が代表を務める株式会社レゾンディレクション(以下、「レゾンディレクション」といいます。)が、これまでのグループ企業で培った事業再生のノウハウを活かして、当社の経営再建と中期的な成長にともに取り組んでいきたいとの意向を持っており、当社の企業価値を高めることを目的とする当社への出資に関心を示しているとのことでありました。当社及びレゾンディレクションは、平成30年5月上旬頃より協議を重ねてきましたが、今般、レゾンディレクションが当社の発行する新株式及び新株予約権を引受けることで合意に至りました。

レゾンディレクションは、昭和60年8月に清川建設株式会社の商号で不動産賃貸業を目的として兵庫県尼崎市に設立され、阪神間に多数所有する優良不動産を背景に、今日まで概して安定的な収益を計上しております。現代表者である清川氏は平成19年4月に代表取締役に就任しましたが、不動産収益を基盤として、より社会に貢献できる事業に進出したいとの想いから、地域の資源を活用し新たな付加価値を生み出す取組みである農林漁業の「6次産業化」(注)に着目し、平成25年に山梨県にある「まるき葡萄酒株式会社」(以下、「まるき葡萄酒」といいます。)を買収しました。清川氏は、1次産業、2次産業、3次産業のバランスをとることが真の6次産業であると考え、自社栽培によるこだわりのある原料づくりを起点として、醸造、販売にいたるプロセス全体に一貫性を持たせ、ブランド力を高めるという方向性を打ち出しました。短期的な販売戦略から中期戦略としてのブランディング・設備の刷新、長期的な視点に立った圃場の整備やワイナリーネットワーク構築まで、総合的な戦略を策定し、同時並行で実行することにより、同社の経営を立て直してきました。「弱み」を「強み」に変えるというコンセプトのもと、「日本最古のワイナリー」という他者には模倣できない優位性を活かしつつ時代に適合させるブランディングにより顧客価値を高め、飛躍的な成長を実現させております。

その後、清川氏は、平成27年に山梨県の「株式会社坐忘resort」(宿泊業)を買収し、お客様への積極的なおもてなしの強化に加えて、まるき葡萄酒との地理的な近さを活かした“ワイナリーの宿”としてのブランディングにより差別化を図り、顧客を拡げてきました。さらに清川氏は、同年、「株式会社PRESUQU'ILE」を買収し、大阪市に開業したレストラン「PRESUQU'ILE」では、食材にこだわった最高級のフランス料理とまるき葡萄酒の融合による質の高いサービスを提供し、シナジーの創出により両者のブランド価値をさらに高めながら、グループ企業を発展に導いてきました。

平成28年以降は、法人であるレゾンディレクションによる出資に切り替え、「株式会社アクトリゾート」、「株式会社浜田」等の買収を行い、組織的な運営による業容拡大を目指してきました。さらに、平成30年3月に商号を「清川建設株式会社」から「株式会社レゾンディレクション」に変更、組織体制も強化し、これまでの清川氏個人を含むグループ全体で培ったノウハウを活かし、事業再生やM & A仲介ビジネスを本格的に展開していくことを計画しております。

清川氏及びレゾンディレクションは、自らリスクをとって対象会社に投資を行い、当事者として現場目線で方向性を定め(ディレクション)、実現可能性の高い戦略を提供することを事業再生の基本的なスタンスとしております。対象企業のものづくりに対する想いに耳を傾け、歴史や伝統を尊重しつつ、そこにある課題を発見し、弱みを強みに変えるという思考と埋もれた価値への着目により解決策を立案することで対象企業の再生を実現させてきました。また、階層的組織と横断的でフラットな会議を組み合わせた柔軟な組織運営を実践することにより、短期間で対象企業を蘇らせる実績を積み上げてきました。

これまで清川氏及びレゾンディレクションが再生を手がけた企業の業種は、当社事業とは異なるものですが、顧客満足度の向上を基軸とし、ものづくりから消費者に向けた販売まで一貫したコンセプトのもとに価値を創出する事業スタイルは、当社事業にも深く通じるものであります。特に、ものづくりのこだわりや製品が有する価値をいかに効果的に顧客に伝え、顧客価値を高め、購買につなげるかといったマーケティング戦略、ブランディングを強みとしております。

当社は創業来、一貫して自社オリジナル企画・デザインによるこだわりを持ったものづくりを行ってきました。今日においても、顧客にとって魅力があり競争力のある製品開発に注力しているところであります。しかしながら、競合がひしめき、激しく競争している状況下では、製品自体の価値を高めていくことだけでは顧客の心に響く、明確な差別化を図ることは困難になってきております。ものづくり企業である当社にとっては、製品の価値をより高め、効果的に顧客に伝えるマーケティング能力の強化が最も求められるところであると認識しております。レゾンディレクションが当事者として、これまでのノウハウを提供し、当社とともに価値提供に取り組んでいくことは、顧客満足度の向上、顧客層の拡大につながり、さらには当社業績の回復と向上に大きく資するところであるとと考えております。

さらに、当社は、今後、国内子供服市場の縮小が一層深刻な問題となることが予想されるなか、企業の持続的な成長のためには、中長期的な事業領域の拡大が必要であると考えており、本業に関連する分野でのM&Aを模索しているところであります。レゾンディレクションは、これまでの企業買収で得たノウハウを活用したM&A仲介ビジネスを手がけていく意向であり、M&Aにおいても有力な支援が得られるものと考えております。特にグループ企業間でのシナジー創出の経験やノウハウを共有することにより、より効果的で優位性の高い多角化とグループ企業運営が実現できるものと判断しております。

なお、レゾンディレクションは前記のとおり、当社の企業価値を高めることを投資の目的としており、レゾンディレクション及び清川氏は、当社の経営再建やM&A仲介を含む中長期的な成長支援について、報酬等を求める意向はないことを確認しております。なお、マーケティング調査等、個別の分野においてコスト発生を伴う業務を委託する必要がある場合においては、市場価格を勘案して双方協議のうえ、公正な対価を決定する方針であります。

レゾンディレクションは、本新株式発行により引受けた当社株式を長期的に保有する方針であり、当社とともに事業を成長・発展させ、当社の企業価値を高めることを投資の目的としております。当社においても、両者の協働により経営再建を果たし成長を実現していくことは、株主価値の向上に資するものであると考えております。

加えて、当社の中長期的な成長に向けてM&Aに必要な資金を充足することにより、持続的な成長を実現し、企業価値を一層高めていくことを目的として本新株予約権の発行を決定したものであります。

なお、本新株式発行及び本新株予約権の発行による資金調達を実施するにあたり、現新株予約権に係る潜在株式による当社株式の希薄化を抑制するため、本日開催の取締役会において、残存する現新株予約権の全部を取得し、消却することを決議しております。

レゾンディレクションは自らリスクをとって対象会社に投資を行い、当事者としての目線で実現可能性の高い戦略を練り上げ、ともに実践していくことを事業再生の基本的なスタンスとしていることから、より強い支援が得られるものと考えております。割当予定先がこれまでに手がけた事業再生は、顧客満足度の向上を基軸に、ものづくりから消費者に向けた販売にいたるプロセス全体に一貫性を持たせ、ブランド価値を高め、価値を創出する事業スタイルであり、当社の事業にも深く通じるものがあります。また、レゾンディレクションは、ものづくりのこだわりや製品の持つ価値を尊重しつつ、その価値をいかに効果的に顧客に伝え、顧客価値を高めていくかというマーケティング戦略・ブランド戦略に強みを持っております。これが再生を成功させた鍵のひとつではありますが、ものづくり企業である当社にとってマーケティング能力の強化は最も求められるところであると認識しております。加えて、当社は中長期的な事業領域の拡大を図るために、本業に関連する分野でのM&Aを模索しておりますが、レゾンディレクションのこれまでのグループ企業間でのシナジー創出の経験やノウハウを共有することにより、より効果的で優位性の高い多角化とグループ企業運営が実現できるものと考えております。

以上のことから、当社はレゾンディレクションがこれまで培ったノウハウを共有することにより、ともに経営再建を果たし、成長を目指していくことができるものと判断するに至りました。

なお、レゾンディレクションは後記のとおり、当社の企業価値を高めることを投資の目的としており、レゾンディレクション及び清川氏は、当社の経営再建と中長期的な成長支援について、報酬等を求める意向はないことを確認しております。

以上を踏まえ、当社はレゾンディレクションを割当予定先として選定することが最適であると判断いたしました。

以上のとおり、当社はこの資金調達とレゾンディレクションとともにマーケティング力の強化、ブランド価値の向上、M&A戦略等に取り組み、経営再建、中長期的な成長と企業価値の向上に向けて鋭意努力してまいり所存であります。

(注) 農林漁業の6次産業化とは、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みです。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株式発行	14,700,000株
本新株予約権の目的である株式の総数	9,300,000株
内訳	
第11回新株予約権	4,300,000株
第12回新株予約権	3,000,000株
第13回新株予約権	2,000,000株
合計	24,000,000株

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先からは、本第三者割当により割当てる株式の保有方針について、長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

他方、本新株予約権の行使により交付を受ける株式については、当社株式の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、市場において適宜売却したいとの考えであることを口頭で確認しております。これは、前記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、割当予定先は、当社の経営再建とM&A仲介を含む中長期的な成長支援について、報酬等を求めない意向であります。報酬に代えて、本新株予約権の行使により交付を受ける株式について市場で売却することにより利益を得ることが、当社の現況並びに当社の経営再建及び成長支援という観点から見て妥当ではないかとの考え方に基づくものであることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が本新株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり、内諾を得ております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株式発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金について、割当予定先より割当予定先の取引金融機関が発行する預金残高証明書の提示を受け、割当予定先が払込みに十分な資金を保有していることを確認いたしております。したがって、本新株式発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使の確実性に問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先より割当予定先が反社会的勢力と一切関わりがない旨の確約書を入手しております。当社においても、割当予定先及びその役員が、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼しました。その結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。

以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする予定です。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

#### 本新株式発行

割当予定先と交渉した結果、本新株式の発行価格は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成30年7月5日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値36円を基準とし、1株につき33円(ディスカウント率8.33%)といたしました。

当該発行価格は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である38.36円に対しては(13.97%のディスカウント)、直前3ヶ月間の終値の平均値である39.48円に対しては(16.41%のディスカウント)、直前6ヶ月間の終値の平均値である42.29円に対しては(21.97%のディスカウント)となります。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。

また、割当予定先は、自らリスクをとって当社に出資する意向であり、また当社の要請に応じて本新株式を長期に保有することに同意しているものでありますが、発行価格の決定については、当社の業績、財務状況、株価動向等を勘案のうえ協議を行ってまいりましたが、最大限のリスクの低減を図りたいとの割当予定先の要望も踏まえ、上記のディスカウントを決定したものであります。

かかる発行価格については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価格に該当しないものと判断しております。

なお、監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株予約権の発行価格は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

#### 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社(東京都千代田区永田町2丁目1番1号山王パークタワー5階 代表者 寺田芳彦)(以下、「トラスティーズ・アドバイザー」といいます。)に依頼しました。

トラスティーズ・アドバイザーは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められた株価による行使義務を適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、トラスティーズ・アドバイザーは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率について一定の前提を置いた上で、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件(行使義務期間中は行使義務に該当した場合に行使し、行使義務期間経過後は行使価値が最も高いタイミングで行使することを含みます)を設定しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザーが上記前提を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権の1個の発行価額を当該評価額と同額の、第11回新株予約権は183円、第12回新株予約権は42円、第13回新株予約権は7円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日(平成30年7月5日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値36円を参考として第11回新株予約権は45円(25.00%のプレミアム)、第12回新株予約権は65円(80.56%のプレミアム)、第13回新株予約権は90円(150.00%のプレミアム)としました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、トラスティーズ・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、トラスティーズ・アドバイザーの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が当該評価額で決定されているため、本新株予約権の発行価額はいずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見をj得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第三者割当により発行される株式数は14,700,000株(議決権数は147,000個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数96,309,310株に対する比率は15.26%、発行決議日現在の当社議決権総数962,788個に対する比率は15.27%であります。また、本新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は9,300,000株(議決権数は93,000個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は9.66%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は9.66%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で24.92%です。

また、前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株式発行により取得した当社株式14,700,000株については、長期的に保有する意向であり、本新株式発行による株式数の増加が市場の流動性に影響を与える可能性は低いものと考えております。

さらに、本新株予約権の行使価額は、発行決議日前取引日の終値より高く設定しており、将来的な成長過程における株価上昇局面において行使がなされ資金調達を可能とする設定であるため、一定の希薄化は生じるものの株価への影響は抑制されるものと考えております。

加えて、当社株式の最近6ヶ月間(平成30年1月9日~平成30年7月5日)における1日当たりの平均出来高1,750,935株(本新株式による交付株式数及び本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数24,000,000株を加えた発行済株式総数120,309,310株の1.5%程度)となっており、流動性もここ数ヶ月急減しており、本第三者割当増資が当社株式の価格形成に一定の影響を及ぼす可能性があります。

もとより、当社が、当面必要となる資金を調達し割当予定先とともに経営再建を果たしていくこと、本新株予約権の行使により調達する資金により中長期的な成長を実現していくことは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

本新株式発行および本新株予約権の行使により、大株主の状況が次の通り変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合(%)
株式会社レゾンディレクション	兵庫県尼崎市御園町5番地			24,000,000	19.95
大都長江投資事業有限責任組合	東京都豊島区北大塚3丁目34-1	10,000,000	10.38	10,000,000	8.31
山崎 和也	青森県弘前市	1,998,000	2.07	1,998,000	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,681,900	1.74	1,681,900	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,020,600	1.06	1,020,600	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	991,600	1.02	991,600	0.82
株式会社ウィンフィールド	愛知県大府市共西町5丁目119-1	750,000	0.77	750,000	0.62
豊岡 幸治	東京都品川区	746,700	0.77	746,700	0.62
御所野 侃	埼玉県越谷市	730,100	0.75	730,100	0.60
有限会社協和商事	埼玉県越谷市新川町2丁目68-5	724,300	0.75	724,300	0.60
計		18,643,200	19.36	42,643,200	35.45

(注) 1 平成30年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「平成30年3月31日現在の総議決権数に本新株式発行14,700,000株及び本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である9,300,000株の合計24,000,000株に係る議決権数240,000個を加算した数」に対する「平成30年3月31日現在の株主名簿に基づく所有議決権数」の割合を、小数点以下第3位切り捨てにて算出しております。

3 前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載の通り、割当予定先であるレゾンディレクションは、本新株式発行により割当てた株式については、長期に保有する方針ですが、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合は、上表から変動する可能性があります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月6日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年7月6日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第55期)	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日	平成30年6月28日 近畿財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月20日

株式会社キムラタン  
取締役会 御中清 稜 監 査 法 人  
代表社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 伸 郎  
業務執行社員 公認会計士 大 西 彰

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当連結会社は、当連結会計年度において5期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当連結会計年度において3億87百万円の営業損失及び4億69百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年6月23日付で無限定適正意見を表明している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社キムラタンの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、株式会社キムラタンが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年6月20日

株式会社キムラタン  
取締役会 御中清 稜 監 査 法 人  
代表社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 伸 郎  
業務執行社員 公認会計士 大 西 彰

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キムラタンの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタンの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当期において5期連続してマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、また、当期において3億99百万円の営業損失及び4億76百万円の当期純損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他事項

会社の平成29年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前監査人は、当該財務諸表に対して平成29年6月23日付で無限定適正意見を表明している。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。